

1911年における野球論争の実証的研究（Ⅱ） —「東京朝日新聞」及び「大阪朝日新聞」の 編集内容の相違をめぐって—

The Positive Study of Baseball Controversy in 1911 (II)
— About the difference of editorial contents between
“Tokyo-Asahi newspaper” and “Osaka-Asahi newspaper” —

秦 真人* 加賀秀雄*

Mahito HATA*, Hideo KAGA*

The purpose of this study was to explain the whole standpoint of Asahi newspaper toward Student Baseball. This study was investigated by analyzing the difference of editorial contents between "Tokyo-Asahi newspaper" and "Osaka-Asahi newspaper".

As the generalization of this study, we present the following point :

On previous historical study of sports, it seemed to us that "Baseball and its Canker" was recognized as the predominant view of Asahi newspaper. However, as a result of this study, it was clear that this article was based on an editorial policy of only "Tokyo-Asahi newspaper". I think that this was deeply connected with the fact that the all-Japan middle school baseball championship was held under the auspices of "Osaka-Asahi newspaper" in the west after four years.

はじめに

本研究の対象である野球論争とは、東京朝日新聞が1911(明治44)年8月20日から開始した連載記事『野球界の諸問題』、及び8月29日から開始した連載記事『野球と其害毒』において、当時の学生野球を痛烈に批判したことが契機となり、開始された論争である。この論争は関東周辺の各新聞社を中心にして、当時の著名な教育家や知識人たちが、学校教育における野球のあり方を論議し合ったことで有名な論争であった。

筆者らはこの論争に関して、すでにこれまでに『1911年における野球論争の実証的検討—「野球と其害毒」をめぐって—』(1988年)¹⁾、ならびに『「野球害毒論争」(1911年)の実相に関する実証的検討—各新聞論調の分析を通じて—』(1989年)²⁾

等の研究を通して、この論争が有する背景的要因を明らかにするとともに、この論争の全体像への接近を試みてきた。

以上の経緯に立って、本研究ではこれらの研究の過程で明らかになってきた東京朝日新聞と大阪朝日新聞の編集内容の相違点に着目し、当時における朝日新聞社の学生野球に対する立場を考究しようとするものである。

I 東京朝日新聞における論調及び記事内容

東京朝日新聞に掲載された談話記事の論者の中には、野球の教育的価値を認め野球を擁護的に論じている者もいたが、前述の先行研究³⁾で明らかにしたように、この論争における東京朝日新聞社としての論調は野球排撃論として位置づけること

*名古屋大学総合保健体育科学センター

* Research Center of Health, Physical Fitness and Sports, Nagoya University

ができた。

東京朝日新聞は、この論争の直接的な契機となった連載記事「野球と其害毒」の冒頭8月29日付の紙面において、「近年野球の流行盛なるに従ひて弊風百出し青年子弟を誤ること多きを以て本紙は屢々真相を記して父兄の参考に供する所ありたり然るに野球に狂せる一派の人々は本紙の記事が己に便ならざるを以て種々卑劣なる手段を以て本社に妨害を為し或は担当記者に対して迫害を加へんとする事も本社が青年の前途に対する忠実なる憂慮は此に依つて益切ならざるを得ず茲に数名の記者を派して教育に關係ある先達の公平なる意見を聞き以て最後の鉄案と為さんと欲す」⁴⁾と論じ、そして結びの9月19日付の紙面においては、「如何にして此弊害を防ぎ且芟除すべきか、幾多の問題は尚残つて居るが、從来不眞面目なる学校経営者や弥次馬連に依つて過當に其利益を鼓吹せられたる野球の裏面に潜める弊害を直言して天下の青年と其父兄及び教育者に対し警告せんと企てた所の目的は數十日來の連載に依つて略之を達したと考へるから茲に本記事を終結せしめるのである野球擁護の人々と雖も亦既に吾人の言の幾分かは否定し難きものがあつたであらう若し虚心に其利害を察して從来の弊根を断ち更に健全なる発達を図つたならば独り諸君の快を取る所以なるのみならず亦天下青年の幸である(完)」⁵⁾と論じられている。これらを見る限り、この連載記事は、理念的には学生野球の健全な発展を意図するための警告であるかのような姿勢を示してはいるが、そこに現実に掲載された記事内容及び掲載方法を見れば明かなように、近代スポーツに対する理解が欠如していると思われるような、野球排撃論としての論調が中心であった。

1) 記事内容について

筆者らはこれまでに、東京朝日新聞の紙上で展開された様々な客観的、あるいは主観的に提起された問題点を、

- (1) 「学業成績に関わる問題」
- (2) 「品性・品行に関わる問題」
- (3) 「身体発育に関わる問題」
- (4) 「選手優遇に関わる問題」

- (5) 「入場料徴収に関わる問題」

- (6) 「遠征に関わる問題」

- (7) 「選手制度に関わる問題」

- (8) 「学校宣伝に関わる問題」

- (9) 「勝利至上主義に関わる問題」

等に類別してきた⁶⁾。本研究では、「野球と其害毒」の全体を通じて特に野球を否定的に論じている内容の一部を以下に提示する。

例えば、「体育としても野球は不完全なもので、主に右手で球を投げ、右手に力を入れて球を打が故に右手のみ発達する、故に野球選手の右手右肩は片輪になつて居る」(川田府立第一中学校長談)⁷⁾という記事や、「選手制度は野球技の発達には効力があるかも知れないが選手自身の生活を放縱ならしめ、学科の予習復習を怠らしめ終には学科が出来ぬからとて自暴自棄となり前途を過る様になる又選手を作つて他校と試合をし多数の人に見物せしむれば選手の虚栄心を発達せしめ金は掛り学校の授業にも差支が起り易い、選手が運動器具及び運動場を専有して全体の生徒が運動の出来ぬ弊もある、之を要するに金持の子弟と非常なる天才との外には野球の如き遊戯は害があると思ふ」(田所普通学務局長談)⁸⁾といった記事、また「野球の弊害は大にある、野球は運動としては良好なるものであるが付隨する弊風を恐れると云ふ論者もあるが、私は根本から野球其物を攻撃したい、野球は学生の運動としては最も悪いものだ、其理由は中学生なら十二三歳から十八九歳迄心身共に発達する時機に野球の如き運動をさすと体格を減茶々々に壊してしまう、野球選手が学科の出来ぬのは野球に熱中の余り勉強を怠るのかと思つたらさうでなくして掌へ強い球を受けるが爲めに其振動が腕より脳に伝はつて柔かい学生の脳を刺戟して脳の作用を遲鈍ならしめ異状を呈せしめるものらしい」(松見順天中学校長談)⁹⁾という記事や、「対校試合杯を遣つて野球に熱中して來ると総ての挙動が粗暴になつて來るのみならず品性が劣等になる」(曹洞宗第一中学校長田中道光氏談)¹⁰⁾という記事、ならびに「野球と云へば何人も一種の野鄙不遜にして俗惡なる氣風を連想するの有様なれば之を以て漫然学生の運動として奨励するこ

とは大に考慮すべき事なりとす況や之を以て品性薰陶の一具とするが如きは其當を得たるものにあらず」(大阪府立富田林中学校長大里猪熊氏談)¹¹⁾などといった野球を否定的に論じている内容のものが、数多く挙げられていることを提示しておく。

2) 掲載方法について

野球排撃的な掲載方法については、先ず第一に「巾着切りの遊戯」¹²⁾、「野球は有害日本の学制と適せず」¹³⁾、「根本的に野球を排す」¹⁴⁾及び、「人道の敵」¹⁵⁾、「百弊あつて一利無し」¹⁶⁾、「必要ならざる運動」¹⁷⁾及び、「全滅して損無し」¹⁸⁾といった小見出しの付け方が挙げられる。

次に、川田府立第一中学校長談として掲載した記事を取り消した東京朝日新聞社の対応や、河野安通志の事例のように、内容を東京朝日新聞の論調と同調させるために修正を加えて掲載するなどといった掲載方法が挙げられる。すなわち川田の場合は、「野球選手が実際出来ぬと云ふ今一つの證拠は慶應の神吉と云ふ選手です、彼の選手は選手として私が知つてから既に十年になる、毎年落第して居ることと思はれる」¹⁹⁾という記事に対して、二日後に「川田氏の談中神吉選手に関する分は相違の点がある由川田氏より申越ありたるを以て川田氏の談としては全部之を取消す」²⁰⁾というように取り消し文を掲載している。河野の場合は「如何にも日本の野球界には私等が蠶負目に見ても沢山の弊風がある（中略）私なぞも選手中は非常に懶けて今では後悔して居る様な訳だ私も早稲田なぞへ入らずに高等商業へでも入つたらば、と時々思はぬでもないが今更何と考へても詮ない事と諦めて居る」²¹⁾という河野の談として掲載された記事が、後に「野球に対する余の意見」と題して次のように訂正されている。「九月五日朝日新聞に旧選手の懺悔として小生がさも野球をなせし事を後悔して居る如く書きしもこれは大体に於て小生が記者に対して云ひたる事と相違し居るを以て茲に再び余が記者に語りし野球に対する余の意見を発表する事とせり／余は後悔などせず却つて感謝し居るなり／記者が『足下などはボールの為めに早稲田に入らず高等商業に入つたらば今頃はもつと幸福でしたらうね』と云ふに対し余は左の

如く答へたり『いや無論人間の幸不幸は六ヶ敷き問題で或は御説の通りかも知れん思ひ様によつてはさう思へぬでもないが自分は早大に入つた事を今日では感謝して居る第一に早大に入つたが為安部磯雄先生の如き偉大なる人物にも接する事が出来たし又比較的新思想も抱く事が出来た、又高商に入れば自分の好きな野球がないから別に運動もせずニヤケスケで身体の弱い始末に終へぬ人間になつたかも知れん』即ち余は事実右の如く答へ且つ真に右の如く思ひ居るなれば野球をやりたる事も早大に入りたる事も共に感謝こそそれ後悔などは更にせず」²²⁾のごとくである。

以上のような記事内容及び掲載方法を見ると、東京朝日新聞がいかに野球排撃論的な論調に立っていたかがうかがわれる同時に、公器としての新聞の社会的信頼が疑われるものでもあった。

II 大阪朝日新聞における論調及び記事内容

一方、大阪朝日新聞においては、東京朝日新聞が論陣を張った8月20日から9月19日までの間、東京朝日新聞が掲載したそれら一連の連載記事は全く掲載されていない。唯一、この野球論争に直接関係する記事が掲載されているという事実を提示すれば、8月31日付新聞の紙面において、「東京朝日新聞の好読物」と題し、以下のような東京朝日新聞社販売部からの広告記事が掲載されていたことにとどまっている。

すなわち、「『野球』と其害毒—学生も読め父兄も読め—」といった副題のもとに、

「今や野球の流行は殆ど其極に達し地の都鄙を問はず年の長幼を論ぜず苟しくも野球を説かざれば学生に非ざる乎の觀あり一小試合と雖も尚数千の血を湧かしむ然も一度其裏面を窺へば百弊之に伴うて起り之が為め有望なる青年の前途を誤れる者頻々として其害毒の蔓延底止する所を知らず本社今各方面より是が精密なる調査を行ふと同時に教育家経世家の之に対する公平なる意見を微し数十回に亘りて此の弊風の掃蕩に従事せんとす満天下の青年は卿等の崇拝せる選手が仮面を脱せる赤裸々たる真面目を見るべく子弟を有する父兄は其監

督の参考と為さざる可からず／右八月二十九日の紙上より掲載致し候に付き御愛読の上御高評を給へ」²³⁾といったものであった。いうまでもなく、この記事は東京朝日新聞社からの広告記事であることから、記事内容が大阪朝日新聞社の論調ではないことは明かである。

したがって、野球論争が展開している期間における大阪朝日新聞の学生野球に対する立場は、9月24日付新聞の「日曜付録 野球号」においてのみうかがうことができるとと思われる。大阪朝日新聞ではこの特集記事の冒頭において、「我国野球技ありて茲に三十余年、時に盛衰ありと雖も一高起ち早慶霸を唱へ、或は外征となり、或は外敵邀戦の事ありてより、野球の普及隆盛今や其の極に達す慶す可く喜ぶ可し、然れども近來其の盛行に伴ひ徒らに形容の末に馳せ、心亦形に役せられて軽佻浮華徒に屑々の末技に囚はれて健児の真骨頭を沒了するの風あり、往々識者を顰蹙せしめ父兄をして憂慮せしむ」²⁴⁾と論じてはいるが、関東で盛んな野球論争に関して直接的に論じることなく、「我が関西の野球界は幸ひにして未だ爾く甚だしからずと雖も、年少の活気は得てあらぬ方面に外れ易し、我が関西の球界は今に於て互に相戒め剛健の風尚を養ひ、野球技の真髓を味ひ、関西男子の真面目を發揮すべし」²⁵⁾とし、特集記事全体としては関西学生野球の状況を詳細に紹介しているにとどまっている。そしてこの中で、「我輩の考へでは野球は学生趣味であつて学校が許してよい趣味であると解して居る世間ではソラ色々に解釈して野球は部分的のものであるとか体育奨励には不都合なものぢやといふが此の中山は中山だけの意見でやり通す考へでヤレ体育ぢや何んてソンな野暮はいはぬ野球を趣味とする以上は他校との仕合は自然に生ずる現象であるから差支はなく野球は元氣、活潑、敏捷を教へるものだから我校は奨励して居るのだ」(中山京都二中校長談)²⁶⁾、ならびに「野球に限らず何んでも左様であるが物には一利一害の相伴ふものだがこれはやり様一つで如何ともなるものぢや我が校に於てもこゝ数年前迄は柔術、剣道を大に奨励して野球などは余りやらなかつたが昨今に至つては山根教諭が熱心に監

督して居るから安心なものである一体野球の選手なんていふものは実は本人にとつては迷惑千万で責任亦大である故に学科も往々遅れ勝ちになるから職員等は大に心配したが本春の試験成績は思ったよりも選手の成績がよいので安心しました選手は随分過激な運動をやるから自然静かに考へなければならぬ数学が下手である其の数学の教諭たる山根氏が我が校で選手を監督して居るのだから先づ弊害はない」(奥平京都一中校長談)²⁷⁾、さらに「野球に就て弊害の最大なのは米国であるが野球は我国の国戯としては如何であるかソレは各人の体格を調べた上でないと判断を定める訳には行かぬさりながら野球は蹴鞠の如く怪我人を出すことは稀であるから学生の遊戯には先づ善い方であらう私の考ふる所では野球が其の遊戯者のみが面白くて観覧者をエキサイトすることが尠ないことであるこれは何とかなるまいか私は野球は外国人と交際を結ぶに好都合なものであると思ふ英米両国学生がこゝ二十年前より野球仕合をやつて居るが此の間も米国のエール、ハアバアトの両大学生は渡英してケンブリッヂ、オックスフォード両大学生と競技をやつた我が國の早稲田、慶應両大学生が野球を以て渡米した如く野球を仲介とし彼我の関係をして親密にせしむる効能があると思ふ」(原田同志社校長談)²⁸⁾といった学識経験者らの擁護論的野球論を掲載している経緯からすれば、大阪朝日新聞が東京朝日新聞とは相違して、学生野球に対して擁護論的立場をとっていたことがうかがわれる。

III 朝日新聞社史について

次に、以上のような東京朝日新聞と大阪朝日新聞の編集内容の相違が生じる背景を明確にするために、朝日新聞社の社史に注目していくことが重要である。

東京朝日新聞は1888(明治21)年に村山龍平が自由党役員、星亭の「めさまし新聞」を買収し、同紙の号数(1076号)を引き継いだものであり、村山は同紙の読者層をそのまま維持するため「めさまし新聞」の編集方針を引継ぎ、改題の形式で

「東京朝日新聞」を創刊した。以後、1895(明治28)年に合名会社村山大阪朝日新聞、合名会社村山東京朝日新聞、1908(明治41)年に合資会社朝日新聞、1919(大正8)年に株式会社朝日新聞と変遷し、題名が統一されるのは1940(昭和15)年である²⁹⁾。つまり、この論争の展開時期である1911年という時期は、朝日新聞社が個人経営から合名会社、合資会社へと移行していく過程にあり、事実上は大阪と東京との二分化された経営基盤のもとに運営されていくという経営実態であった。したがって社の運営にあたっても独立したかたちで、編集、印刷、販売業務が展開されたわけであり、当然、両新聞の編集方針も相対的に独自性を有するものであった。事実『東京朝日新聞』は持ち主村山龍平の手で「めざまし新聞」の編集方針をそのまま踏襲し、大阪の「朝日新聞」とは異なる編集方針で同紙を発行した³⁰⁾。この事実は、本研究の論点に直接的に作用する要因となっているものといってよいであろう。

おわりに

これまでの研究では、東京朝日新聞及び大阪朝日新聞に関する明確な比較史的視点に立った分析や検討がなされてこなかったように思われる³¹⁾。その意味では、従来のスポーツ史の見解において、この論争の契機となった東京朝日新聞の連載記事は、朝日新聞社総体の編集方針として認識されていたものと理解される。

さらに付言すれば、朝日新聞社が1958(昭和33)年に発行した、「全国高校野球選手権大会史」のなかで、当事者である朝日新聞社取締役・上野精一ですら、連載記事『野球と其害毒』を紹介した後に、「ところが、紙面でそれだけ手厳しくやりこめたその同じ朝日新聞が、四年後にこんどは自ら率先して中等学校野球の全国大会に乗り出したのだから、考えてみればおかしいようなことでもあった」³²⁾と論じていることからしても、「野球害毒論」が一般的にも朝日新聞社総体のキャンペーンとしてとらえられる傾向にあったことがうかがわれる。

しかしながら、本研究を通じて収集された野球論争に関わる東京朝日新聞の一連の連載記事は、東京朝日新聞社独自の編集方針にもとづいてなされたものであり、朝日新聞社総体としての編集方針によるものでは必ずしもなかったことを示すものであった。

以上の事実は、その約四年後に開始される全国中等学校優勝野球大会が、当時の学生野球の中心であった関東において開始されたのではなく、大阪朝日新聞社によって主催され関西で開始されたという事実と深く関わる重要な問題をはらんでいるものと考えられる。

したがって今後においては、本研究の成果を踏まえ、野球論争と全国中等学校優勝野球大会の開始との間に介在する歴史的要因を明らかにするために、さらに実証的検討を深めていくことを研究課題としていきたい。

参考・引用文献

- 1) 秦真人・加賀秀雄「1911年における野球論争の実証的検討—『野球と其害毒』をめぐって—」(第36回東海体育学会における報告、1988年11月27日)。
- 2) 秦・加賀「『野球害毒論争』(1911年)の実相に関する実証的検討—各新聞論調の分析を通じて—」(第40回日本体育学会における報告、1989年10月14日)。
- 3) 1), 2) 及び、秦・加賀「『野球害毒論争』(1911年)の実相に関する実証的検討—新聞各紙の論調の分析を通じて—」総合保健体育科学、第13巻1号、1990年3月31日発行、pp. 20-22.
- 4) 「野球と其害毒」『東京朝日新聞』(明治44年8月29日付)。
- 5) 「野球と其害毒(廿二)」『東京朝日新聞』(明治44年9月19日付)。
- 6) 秦・加賀、前掲、総合保健体育科学、第13巻1号、1990年3月31日発行、pp.20-22.
- 7) 川田正激(東京府立第一中学校長)「野球と其害毒(二)」『東京朝日新聞』(明治44年8月30日付)。
- 8) 田所美治(文部省普通学務局長)「野球と其害毒(三)」『東京朝日新聞』(明治44年8月31日付)。
- 9) 松見(私立順天中学校長)「野球と其害毒(九)」『東京朝日新聞』(明治44年9月6日付)。
- 10) 田中道光(私立曹洞宗第一中学校長)「野球と其害毒(十一)」『東京朝日新聞』(明治44年9月8日付)。
- 11) 大里猪熊(大阪府立富田林中学校長)「野球と其害

- 毒（十七）」『東京朝日新聞』（明治44年9月14日付）。
- 12) 新渡戸稻造「野球と其害毒」『東京朝日新聞』（明治44年8月29日付）。
- 13) 田所, 前掲, 『東京朝日新聞』（明治44年8月31日付）。
- 14) 松見, 前掲, 『東京朝日新聞』（明治44年9月6日付）。
- 15) 某中学教員（投書）「野球と其害毒（九）」『東京朝日新聞』（明治44年9月6日付）。
- 16) 磯部検三（日本医学校幹事）「野球と其害毒（十五）」『東京朝日新聞』（明治44年9月12日付）。
- 17) 乃木希典（学習院長）「野球と其害毒（十八）」『東京朝日新聞』（明治44年8月15日付）。
- 18) 服部他助（学習院教授）「野球と其害毒（十八）」『東京朝日新聞』（明治44年8月15日付）。
- 19) 川田, 前掲, 『東京朝日新聞』（明治44年8月30日付）。
- 20) 「野球と其害毒（四）」『東京朝日新聞』（明治44年9月1日付）。
- 21) 河野安通志（早稲田大学講師）「野球と其害毒（八）」『東京朝日新聞』（明治44年9月5日付）。
- 22) 河野, 「野球に対する余の意見」『東京朝日新聞』（明治44年9月10日付）。
- 23) 東京朝日新聞社販売部「東京朝日新聞の好読物『野球と其害毒』—学生も読み父兄も読み—」『大阪朝日新聞』（明治44年8月31日付）。参考までに、この記事は『万朝報』（明治44年8月30日付）に掲載された広告記事と同一のものである。
- 24) 「日曜付録野球号」『大阪朝日新聞』（明治44年9月24日付）。
- 25) 同上。
- 26) 中山再次郎（京都府立第二中学校長）, 同上。
- 27) 奥平（京都府立第一中学校長）, 同上。
- 28) 原田助（同志社長）, 同上。
- 29) 朝日新聞社『朝日新聞七十年小史』1949年, pp. 36 ~160.
- 30) 朝日新聞社『近代日本の新聞廣告と經營—朝日新聞を中心にして』1979年, p. 86.
- 31) 従来の研究において、この論点に対する考察を多少なりとも試みた研究者は、木村吉次（中京大学）と渡辺融（東京大学）をあげることができる。しかしながら、木村は「明治44年の『野球害毒論』から間もなくして、大正4年に中等学校の第一回全国優勝野球大会が開かれた。それはこの論争を通してみると意外の感をうけることはない。野球のその後の運命はこの論争においてすでに占われていたのである」*として、その後の注釈において、大阪朝日新聞に掲載された中山京都二中校長の談話を引用しているにとどまっている。また、渡辺は「朝日の論拠に客觀性がありながら孤立したのは記事の信憑性の問題もあったが、キャンペーンの中心だった渋川社会部長の独走に対する社内の批判と、この問題について大阪本社と意見の離隔があったことが注目されるべきである」**と結ばれているにとどまっている。
- *木村吉次「いわゆる『野球害毒論』の一考察」中京大学論叢, 第3号, 1961年, pp. 103~123.
- **渡辺融「野球弊害論に関する一考察」体育学研究, 第13号5巻, 1978年, p. 33.
- 32) 朝日新聞社『全国高校野球選手権大会史』1958年, p. 104.
- なお引用史料中の漢字については、一部新字体を用いたことを付言しておく。

(1990年12月1日受付)